



Title	沖縄関係/日米協議委員会開催関係(議事・日程変更 外務省外交史料館レファレンス番号 : nd)
Author(s)	-
Citation	平成27年度外交記録公開(1) 公開日 : 平成27年12月24日 外務省外交史料館管理番号 : A'3.0.0.7-1(197) CD・DVD番号 : H27-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43732
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

議事日程變更

大庭 秋吉	条約局長	アメリカ局長
事務次官	条約課長	参事官
法監 外務審議官	安全保障課長	北米才一課長
安川 外務審議官	松田	
官房長		
官房総務参事官		
官房書記官		

才20回協議委員会議題について

45.11.19
米北1

1. 本19日開催の標記協議委員会について、当省より前広に沖縄北方対策

片事務当局と協議を重ね、議題として次の事項につき合意を得ていた。

(1) 「返還時におけるアメリカ合衆国の民政の諸権限の日本国

への移行を容易にするための合意(以下「合意」と略称)の承認

(2) 昭和46年度沖縄復帰対策費
に關する日本側説明

(3) 「沖縄復帰対策要綱」案に
關する日本側説明

(4) 新聞発表及び協議

(5) フリートーク

2. 1かるところ、13日頃より山中総務長官
は上記の1.(1)の「合意」の文言に異論

あり、これが是正されざる限り出席せざる
旨同庁事務当局より当方に伝えられ、

18日に至るもその意向は不変である
旨判明した。

具体的には、同長官は、(1)「合意」の
3.(1)の後段に、我国内部の手続的

事項にかかわる文言(注)が入っている
ことが不適當なりとの点、及び(ロ)「合意」

3.(5)の後段に、「琉球列島への出入
に関する助言と援助の付与は含まれ

ない」とあるのは、同長官の累次国会
答弁と予盾する印象を与えるとの点を

向題としていた次第である。

右について当方にて調査せるところ

によれば、「合意」の対米交渉中、同庁と
緊密に連絡して文言につき同庁の同

意を得て確定した経緯が、何ら同庁
より山中長官に報告されおらず、

従って同長官も「合意」の内容につき
ほとんど知らされていなかったこと、及び

山野対策庁長官の山中長官への説明
ぶりの不手際によるものと判明した。

3. よ、て18日外務大臣の指示もあり、
急拠米側とも協議の上、上記(イ)に

ついては「合意」本文より削除して非
公表の了解覚え書(別添1:協議委

の席上で、外務大臣、総務長官、米大使
がイニシアブル)に記すこと、及び(ロ)に

ついては米側の強硬なる削除反対
に鑑み、別添2.の発言を長官より

席上行なうこととして解決する案を立て、
同日午後北米1課長より山野長官

同席のもとに山中長官に説明中、愛知
外務大臣の来訪あり、同長官はこれに

了承し、出席を承諾した。

4. しかるところ、同日夕刻に至り、突如
対策庁事務局より当課に対し、長官

は上記議題（復帰対策要綱）を
削除せよとの旨は出席を拒否する旨を

連絡の上、削除を要求越した。

当方より、すでに事務局同志で

合意の上、未側^付も~~通報~~済みであり、
かつ諸資料等物理的準備も完了

したことをあげ反対したが、山野長官
自ら当課^首事務局員に対し、「自分の

山中長官説得力は限界があるので
外務省は我慢して欲しい」と述べ、

同日中は調整がつかないまま19日の朝を迎えた。

5、 当方調査により、協議委員会の議
題につき、同片より山中長官へおたく

報告^{愛知}加なく、18日外務大臣訪問終了後
突然、同長官発言案の形で提出され、

しかも山野長官の説明が再び不手際
であったので、同長官は「復帰後の措
置^{かゆま}」

については米側の事前了承を必要と
せず^しとの考えを持っていたことにもより、

(^{山長官} 当方の取扱いに十分な配慮の在りとの通説ありと認められ
同片事務局のやり方に激しく反撥
したものであることが判明した。よって、
愛知外務大臣に報告の結果、山中長
官の気持を尊重するようにとの指示を
得て、たまたま復帰対策要綱が18日
の自民党政調審議会で留保され

山長官
に申し
たも
実行
せられ
橋本

た次第を理由として、米側に対し、これが
議題より削除方を申し入れ、その了

承を得てようやく同長官の出席を確
保した次第である。

6. 当方より、対策庁長官以下同庁幹
部に対し、上記次第により外務省

として多大の迷惑をこうむりたること
につき強く抗議し、同長官も遺憾

の意を表したが、山中総務長官は
19日午後、山野長官以下対策庁

幹部に対し、旧議題3.につき^{3務}
外務省に同意を与えたと聞いて

いるところ、今後は外務省との連絡
を緊密にし行きちがいのないよう

強く注意した趣。(田辺調整部長
の比米一課長に対する内話)

(注) 「..... また、米国政府は、日本国
政府の周議で承認を求め前

に行なう日本国政府の援助計画
案の最終的検討、承認機能の

遂行を継続する。さらに、援助計
画に関する周議承認後その計画

の軽微な変更以外のいかなる変更
も、米国政府の同意を必要とする。」